

被災3校の現状と今後について

	10月			11月			12月			1月			2月			3月			
	中旬	下旬		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
小泉小学校	運営			【全学年】⇒明健小、明健中で授業再開						12/2 完全再開									
	校舍整備 物品調達	片付・洗浄・消毒		復旧修繕															
		各設備点検		物品発注、納品															
赤木小学校	運営			【全学年】⇒金透小、桃見台小、郡山五中、芳山小で授業再開						自校の2～3階で授業・児童クラブ再開予定									
	校舍整備 物品調達	片付・洗浄・消毒		起工															
		各設備点検		物品発注、納品															
永盛小学校	運営			【全学年】⇒緑ヶ丘第一小、小原田小、安積三小、小原田中で授業再開						自校の2～3階で授業・児童クラブ再開予定(一部)									
	校舍整備 物品調達	片付・洗浄・消毒		起工															
		各設備点検		物品発注、納品															
校長寿命化改修工事 第I期目																			



バス乗車の様子



明健小で学習する小泉小児童



小原田小で学習する永盛小児童



郡山五中で学習する赤木小児童

台風19号による企業等の被害状況について（11月25日現在）

団 体 名	調査件数	被害額		被害額 報告有 件数	被 害 額	備 考
		うち 被害有				
郡山中央工業団地 (うち郡山中央工業団地会)	251 (132)	234 (123)	134 (81)	383億4,680万円 (308億3,080万円)		
郡山食品工業団地 協同組合	11	4	4	1億383万円		
郡山商工会議所	-	100	33	11億5,049万円	郡山中央工業団地及び郡 山食品工業団地を除く	
安積町商工会	152	98	55	9億8,666万円	笹川、神明下、日出山	
田村町商工会	250	78	78	26億9,200万円	金屋、徳定、上行合、 下行合、谷田川、守山	
三穂田町商工会	10	3	0	0	富久山町と田村町の 会員が被災	
片平町商工会	20	0	0	0		
西田町商工会	20	0	0	0		
中田町商工会	90	3	2	210万円	中津川、黒木地区	
熱海町商工会	154	7	2	200万円	熱海、安子島、石筵、 安積町日出山	
逢瀬町商工会	43	3	2	320万円	多田野、河内	
湖南町商工会	126	1	0	0	三代	
喜久田町商工会	0	0	0	0		
富久山町商工会	34	33	33	4億1,850万円	梅田(逢瀬川周辺) 水穴・長沼・上台(阿武 隈川周辺)	
日和田町商工会	3	2	2	42万円	八丁目	
合 計	1,164	566	345	437億600万円		

台風第19号による被災者への主な各種支援制度の概要

(1) 郡山市災害見舞金

根 拠：郡山市災害見舞金等支給条例

対 象：居住していた住宅が「半壊以上」の被害を受けた世帯

財 源：市10/10

手続き等：り災証明書の交付時に同封する申請書に記入し、必要書類を取り揃え、返信用封筒にて返送するか、被災者支援総合窓口で申請
申請書受理後、2週間程度で支給予定

【支給額】

区分	1世帯につき	被災者1人につき
全壊、流失又は水没	10万円	2万円
半壊（大規模半壊を含む。）	5万円	1万円

(2) 災害弔慰金

根 拠：災害弔慰金の支給等に関する法律

対 象：死亡者及び行方不明者の遺族

財 源：国1/2、県1/4、市1/4

手続き等：被災者支援総合窓口又は保健福祉総務課に問合せ
申請書受理後、1月程度で支給予定

【支給額】

死亡者又は行方不明者	生活維持者	500万円
	その他	250万円

(3) 被災者生活再建支援制度

根 拠：被災者生活再建支援法

対 象：居住していた住宅が「大規模半壊以上」の被害を受けた世帯
※下表のとおり、条件によっては「半壊」も対象となる。

財 源：国1/2、県1/2、市0

手続き等：り災証明書の交付時に同封する申請書に記入し、必要書類を取り揃え、返信用封筒にて返送するか、被災者支援総合窓口で申請
申請書受理後、1年半程度で支給予定

【支給額】※世帯人数が1人の場合の支給額は、3/4を乗じた額

区分	基礎支援金	加算支援金	
		建設・購入	200万円/世帯
全壊	100万円/世帯	補修	100万円/世帯
		賃借（公営住宅除く）	50万円/世帯
大規模半壊	50万円/世帯		
半壊解体	※大規模半壊及び半壊の被害を受けた住家の世帯で、放置すると危険、又は修理に多額の費用を要するために、解体した場合は「全壊」扱いとする。		

台風第19号による被災者の方への

見舞金・弔慰金・義援金・生活再建支援制度・災害援護資金貸付金の問合せ先

被災者支援総合窓口 (TEL 0800-800-5333)

保健福祉総務課 (TEL 924-3822)

台風第19号による農業被害からの復旧・営農再開への支援対策について

この度の台風第19号により農地や農作物等の被害を受けた農家への支援対策を以下のとおり、とりまとめ周知を図りますのでお知らせします。

農家の皆様の早期の復旧・営農再開を支援するため、11月13日に国・県から示された補助メニュー・補助率に、今回の12月補正予算を加味した内容としております。

また、稲わら撤去については、集積所の設定に目処がついたため、裏面のとおり、農家の皆様に撤去・運搬作業の流れを周知します。

【台風第19号による農業被害からの復旧・営農再開に向けた主な支援対策】

概要	補助対象	補助率等（予定）
機械・施設等の 再建・修繕	被災した農業用パイプハウス等の撤去	定額【上限あり】
	被災した農業用パイプハウス等の再建・修繕	9/10 以内
	被災した農業用機械の再取得・修繕	
	新たな作物を作り直すための種子・苗や 病害虫防除・施肥	2/3 以内
	ほ場等に堆積した稲わら等の撤去費用 ※稲わら撤去の方法は裏面に記載	上限 5,000 円/立方メートル
【問合せ先： 園芸畜産振興課 TEL924-3761】	保管中の米が水没した農家への営農支援	70,000 円/10a【要件あり】
	被災水田における営農再開支援（土づくり）	10,000 円/10a【要件あり】
農地・農道・水路 等の復旧	① 農道の崩落や農業用水路の決壊 ② 頭首工の流出、揚水機場の損壊 ③ 農地への土砂流入、水田の畦畔の崩落 ※12月20日までに各行政センター または、農地課まで御相談ください。	【補助対象】 ・災害復旧事業 （40万円以上） ・農地等小災害復旧事業 （13万円以上40万円未満）
【問合せ先： 農地課 TEL924-3921】		

※他の支援対策、具体的な支援内容や手続きについては、問合せ先まで御連絡ください。

※補助事業の申請には、被災状況のわかる写真・書類等の提出が必要となりますので、事前に確認してください。



ウェブページ「台風第19号により被災された農業者の皆様へ」

裏面～『台風第19号によりほ場に堆積した稲わら等の撤去について』

【台風第19号によりほ場に堆積した稲わら等の撤去について】

台風第19号の被害により稲わら等が流入・堆積したほ場において、営農活動に支障があるため、稲わら等の撤去・運搬作業を行う場合、その費用が国の補助金の対象となります。

○補助金：稲わら 1立方メートルあたり上限 5,000 円

○補助対象：町内会や農家組合等が自ら行う作業、JA等への委託による作業

※他の場所からほ場に稲わら等が流入し堆積した場合であり、自分のほ場において偏った稲わら进行处理する場合は対象となりません。

申請書は市役所本庁・行政センターにあります

○撤去・運搬作業の流れ

1 相談・事前申請

① ほ場に堆積した稲わらの搬入申請書を提出する。

※行政センターに提出することもできます。

・稲わらが堆積したほ場の写真など、被災したことがわかるものを持参してください。

※事前申請がないと集積所への搬入ができません。

◎稲わら以外のゴミや流木等が大量に流入し、被害が大きく、人力では撤去できないほ場については、ご相談ください。

2 稲わらの撤去・運搬

② 堆積した稲わらを集めてトラック等に積み込む。

③ 市の指定した集積所に運搬し、稲わらを降ろす。

※燃えないゴミの分別にご協力願います。

集積所名	受入期間	受入時間
逢瀬スポーツ広場 (逢瀬町多田野字竹柄沢 1-1)	令和元年 11 月 25 日 (月) ～令和 2 年 3 月 31 日 (火)	平日 8:30～16:30 土・日も受入可能
河内クリーンセンター西側 (逢瀬町河内字西午房沢 59)	令和元年 12 月 7 日 (土) ～令和 2 年 3 月 31 日 (火)	平日 8:30～16:00 土 8:30～11:30
東部森林公園・大型車両待機所 (田村町金沢大六 149-1)	令和元年 12 月中旬予定	土・日・月・火(予定) 8:30～16:00
旧鬼生田小学校校庭 (西田町鬼生田字西原 288)	令和元年 12 月下旬予定	土・日・月・火(予定) 8:30～16:00

3 写真撮影・記録作成

※稲わらを集積所に搬入する際は、申請書の写しを持参し、係員に提示してください。

1) 写真撮影

① 稲わらを集める前のほ場の写真【堆積の状況がわかるように撮影】

② 稲わらを集めてトラック等に積載している作業中の写真

③ 稲わらを積載したトラック等の写真【運搬する度に撮影】

④ 集積所で稲わらを降ろした写真【降ろす度に撮影】

⑤ 稲わらを片付けた後のほ場の写真【全景が入るよう撮影】

※③・④は、車のナンバーが写るように撮影すること

2) 作業記録の作成

トラック等に積載・運搬した稲わらの量を集計した搬出量計算書を作成する。

4 写真提出・実績報告

写真・作業記録（搬出量計算書）を提出する。

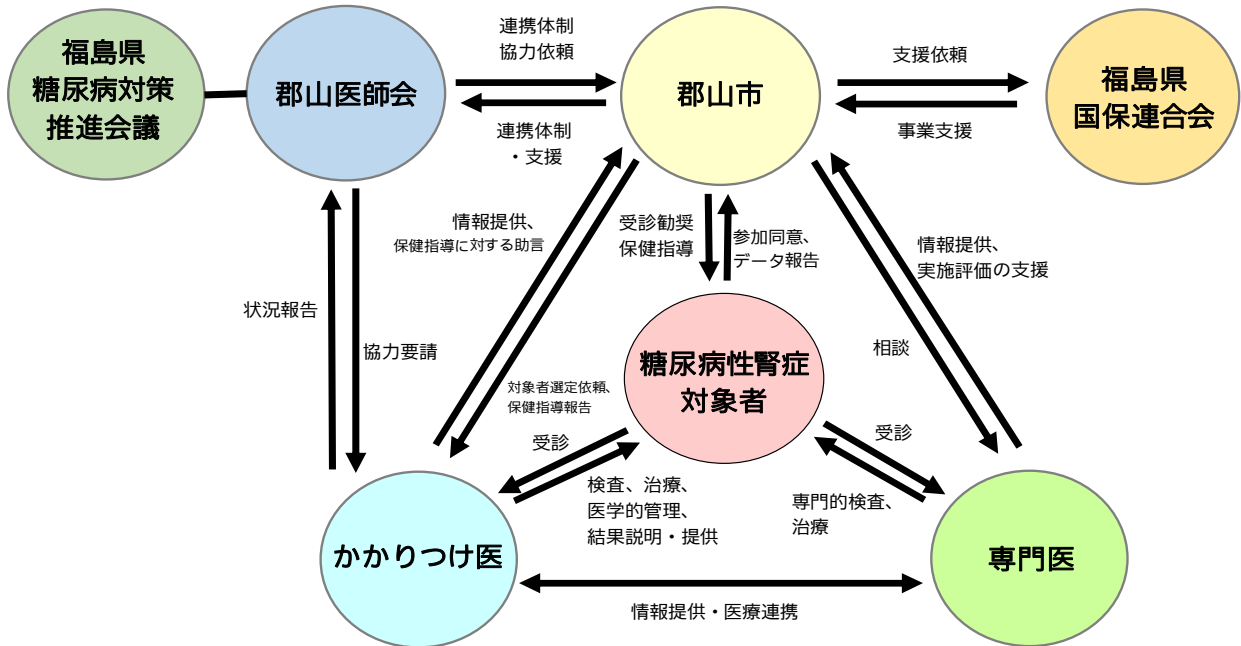
※写真や作業記録がないと補助金の対象となりません。

郡山市糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定について

市民の健康維持・増進及びQOL(クオリティ・オブ・ライフ:生活の質)の保持、医療費の適正化を図るため、かかりつけ医、専門医、行政等による連携体制を構築し、糖尿病性腎症の悪化及び人工透析への移行を防ぐプログラムを策定しました。

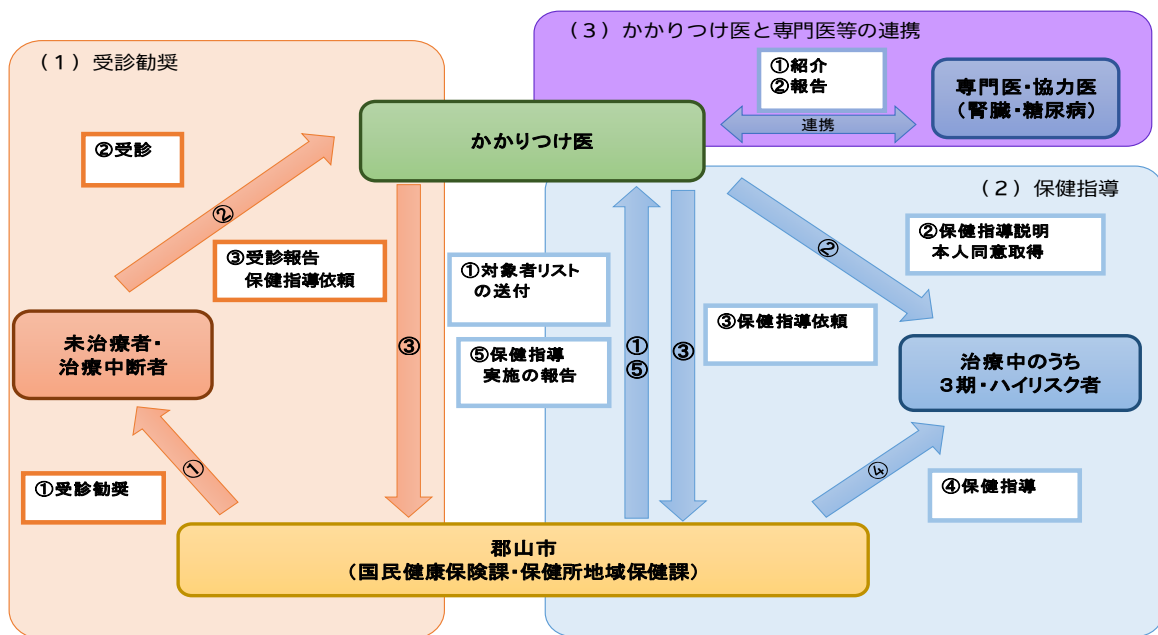
1 連携体制

- (1) 郡山市及び郡山医師会は、令和元年7月1日に「郡山市糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」を締結し、その協定に基づき本プログラムを策定した。
- (2) 郡山市及び郡山医師会は、事業の枠組みについて問題意識を共有し、合意形成を図り、個々の患者の状況に応じた対応を確保しつつ、本プログラムの運用を行う。



2 取組内容

- (1) 医療機関未受診者、治療中断者に対する受診勧奨
- (2) 医療機関等と連携した重症化予防対象者への保健指導
- (3) かかりつけ医と専門医等との連携
- (4) プログラムの評価

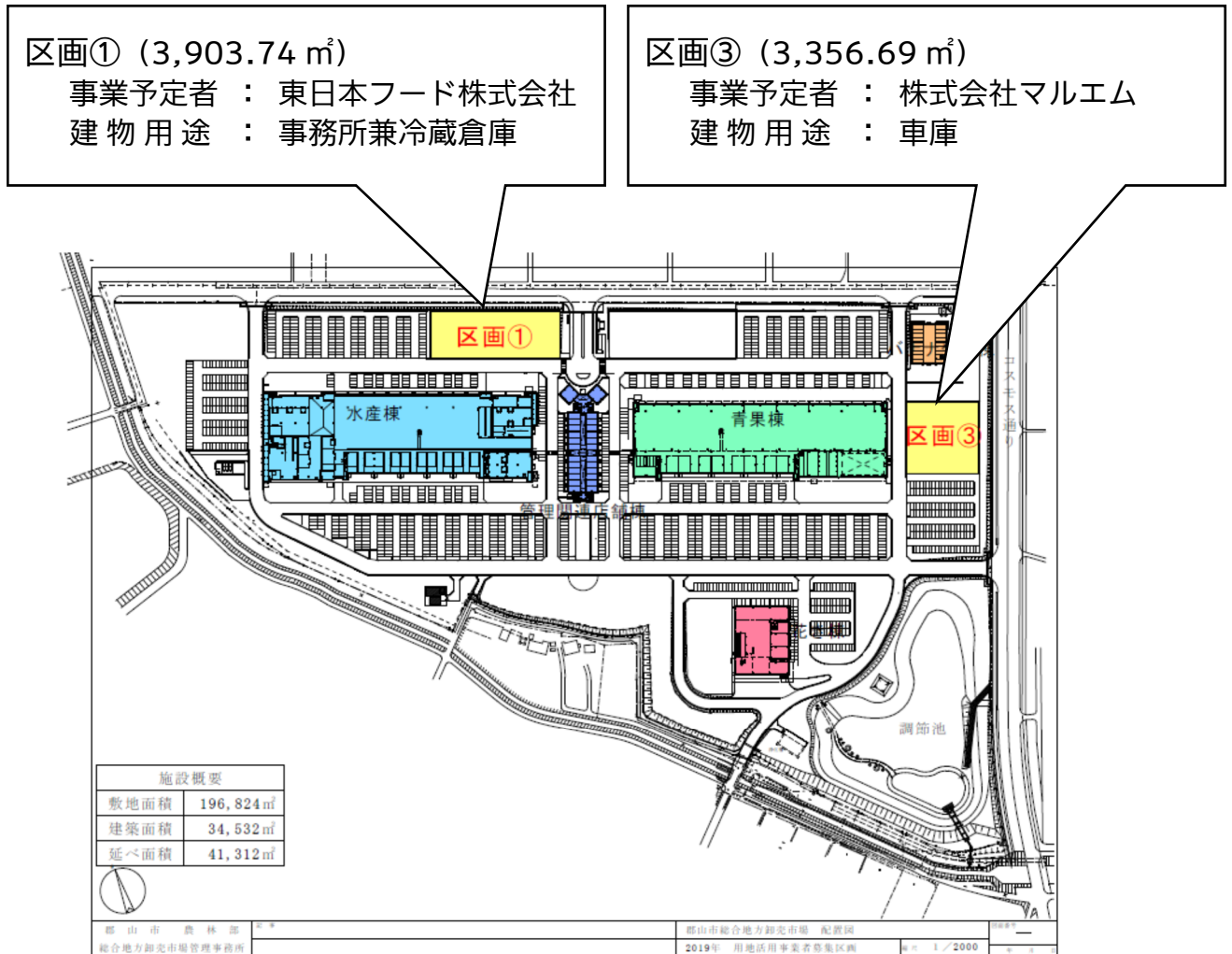


3 今後のスケジュール

- (1) 市民公開講座 (郡山医師会・郡山市の共催) 令和2年2月
- (2) 医療機関説明会 令和2年3月
- (3) プログラムの運用開始 令和2年4月

郡山市総合地方卸売市場用地活用事業予定者の決定について

令和元年7月16日から9月30日までを公募期間として、下図区画①及び区画③に対する用地活用事業者の公募を行ったところ、それぞれ1者から申込みがあり、去る10月17日に「郡山市総合地方卸売市場 用地活用事業者 選定審査会」を実施し、下記のとおり事業予定者として決定いたしました。



【会社概要等】

裏面に記載

【今後のスケジュール】

協定締結	期限：令和元年11月29日(金)
関連事業許可申請・事業開始申込	期限：令和元年12月27日(金)
市場施設使用許可申請	期限：令和2年 3月31日(火)

事業予定者の会社概要と提案内容

区画①

1 会社概要

- (1) 商号 ひがしにっぽん 東日本フード株式会社
- (2) 所在地
本社 北海道札幌市北区北七条西一丁目1番地2
郡山営業部 福島県郡山市大槻町字堤西24番地1
- (3) 設立 平成14年10月
- (4) 代表取締役 辰田 浩二
- (5) 事業内容 ニッポンハムグループが国内外で生産・輸入する食肉製品を量販店・食肉店・外食産業などに販売する全国ネットの総合食肉ディーラー

2 提案内容

- (1) 提案使用料 月額 73円/m² (※ 月額使用料 284,992円)
- (2) 提案事業内容
ニッポンハムグループの食肉販売会社として、安全・安心な食肉及び食肉加工品を量販店・食肉店等に販売することにより、地域貢献を図る。

区画③

1 会社概要

- (1) 商号 株式会社マルエム
- (2) 所在地
本社 福島県郡山市大槻町字向原212
- (3) 設立 平成26年5月
- (4) 代表取締役 過足 和茂
- (5) 事業内容 運送業、青果物卸売市場業務全般の代行業等

2 提案内容

- (1) 提案使用料 月額 70円/m² (※ 月額使用料 234,990円)
- (2) 提案事業内容
市場内に運送拠点を確保することにより、市場内業者との取引強化を図るとともに、市場の輸送力強化に貢献する。

(参考) 公募条件

1 使用料	月額70円/m ² 以上で事業予定者の提案した金額
2 使用許可期間	20年
3 事業者の要件	市場機能の充実に資する、又は市場の利用者に便益を提供することにより事業用地を活用することができる者